

別紙12

大船渡市民文化会館舞台技術業務（臨時技術者）委託仕様書

（目的）

- 第1 本仕様書は、大船渡市民文化会館（以下「会館」という。）を円滑に運営するため、大ホール、マルチスペース、及びスタジオ等（以下「大ホール等」という。）の舞台機構設備、音響・映像設備、照明設備及び付帯する備品等（以下、「舞台関係設備等」という。）の操作・調整・管理並びに関連する業務（以下「委託業務」という。）について、必要な事項を定めるものである。
- 2 本仕様書に記載のない業務であって、委託業務の実施上、当然に必要とする事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

（委託期間）

- 第2 委託期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

（臨時技術者の派遣）

- 第3 乙は、甲が臨時に指示する人数の技術者（以下、「臨時技術者」という。）を甲が指定する場所に派遣するものとする。
- 2 甲は、臨時技術者の派遣を要するときは、臨時技術者の派遣場所、派遣日及び派遣人数について、原則として2週間前までに乙に通知するものとする。

（技術者の選任手続）

- 第4 乙は、臨時技術者（以下「委託技術者」という。）の管理監督体制を明らかにした組織体制表を甲に提出するものとする。

（委託業務）

- 第5 委託業務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 舞台機構、音響設備及び照明設備（以下「舞台関係設備等」という。）の技術操作に関する業務
 - ① 舞台関係設備等の技術操作を行うこと。
 - ② 使用者が舞台関係設備等を操作する際の操作協力、仕込み、撤去、原状復帰に係る指導・助言及び監督を行うこと。
- (2) 舞台関係設備等の管理に関する業務
 - ① 大ホール等を使用する際の安全管理を行うこと。
 - ② 大ホール等を使用する際の搬入、仕込み、バラシ、搬出時に関する表示及び指導・助言を行うこと。
 - ③ 大ホール等の使用前後における諸室、設備、備品等の点検及び確認を行うこと。
- (3) 会館の自主事業に関する事項
 - ① 舞台、音響、照明、映像、客席等の設営及び操作などを行うこと。
- (4) その他、舞台設備・備品の使用に関し甲が必要と認める業務

（服務）

- 第6 委託技術者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 必要に応じて当会館職員と会議等を行い、意思疎通を図ること。
- (2) 従事者は業務の遂行中、一定の被服及び靴を着用し、上衣には社名を記載した名札をつけ、従事者であることを明確にするものとする。

- (3) 本業務にあたり火気取締、危険防止、衛生等に十分注意し、火災その他の事故が発生したときは、直ちに当会館職員に連絡すると同時に、臨機の措置を取ること。
- (4) 担当業務に精通するとともに、常に規則を遵守し、品位を保ち、親切明朗であるよう心がけること。
- (5) 委託業務を終了したときは、所定の日誌に必要事項を記入のうえ、甲に提出し、点検を受けること。

(禁止事項)

第7 乙及び委託技術者は、甲の許可を得ないで次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 利用者に対し、舞台・音響・照明等の業者又は技術者を紹介もしくは斡旋すること。
- (2) 利用者と金品の授受を行うこと。
- (3) 会館の備品を無断で持ち出すこと。
- (4) 会館の施設、備品を使用し、受託業務以外の業務を行うこと。

2 乙及び委託技術者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(経費の負担区分)

第8 甲及び乙が負担する経費は、次のとおりとする。

(1) 甲が負担する経費

- ① 業務上必要とする光熱水費、備品、電話、机、椅子、ロッカー、消耗品経費等
- ② 設備の保守、操作に必要な備品等にかかる経費

(2) 乙が負担する経費

- ① 従事者の被服、装具等に要する経費
- ② 乙が自らの事務・労務管理に必要な備品及び消耗品にかかる経費

(損害賠償責任)

第9 乙は本業務の遂行に際し、故意または過失によって甲及び第三者に損害を与えないよう万全を期さなければならない。万一乙の責により損害を与えた場合は、その賠償責任を負うものとする。

(委託費)

第10 本業務の経費には、委託技術者の人件費、交通費、諸経費等、本業務に要する全ての費用を含むものとする。

(その他)

第11 本仕様書に定めない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。